

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年12月17日付けで行った、「犯罪事件受理簿（受理番号〇〇〇〇）」ほか1件（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年12月3日付けで実施機関に対し、私が被害の届出をした犯罪事件受理簿（岩槻警察署受理のもの。平成31年3月～4月の間に届出）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、同年12月17日付けで本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和7年3月9日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年6月27日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和8年4月28日に諮問庁からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求の主旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

保有個人情報部分開示決定通知書の開示する保有個人情報の利用目的に「犯罪捜査の適正な管理に資するために利用する。」とあるが黒く塗りつぶした部分が多く非常に疑問である。被害者である審査請求人の氏名を間違えている、また被害品物に記載されていない品があるなど、文書を適正に作成していない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 犯罪事件受理簿について

犯罪事件受理簿は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第62条において「犯罪事件を受理したときは、警察庁長官が定める様式の犯罪事件受理簿に登載しなければならない。」と定められ、警察官が犯罪事件の届出を受理した際、特定の事件ごとに犯罪捜査の端緒、罪名、被害者の氏名、被害の程度等を記載し、その後の捜査の進展により被疑者の氏名、送致（付）先、逮捕月日、逮捕警察署等を書き加えることによって捜査の進捗状況を明らかにしていくものである。

また、犯罪事件受理簿の記載項目は、認知警察署都道府県、警察署、受理番号、受理日時、認知端緒、告訴・告発関係、罪名・手口等、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、検挙関係、検挙年月日、証拠品、届出受理者、臨場者、捜査主任官、事件担当、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日、証明書交付等、備考、広報の有無、犯罪被害給付制度の教示、一次時登録者及び二次登録者の項目である。

(2) 不開示情報の該当性について

犯罪事件受理簿の記載項目である被疑者欄の内容については、警察が警察活動のなかで把握した情報であるが、開示することとなれば、特定の事件について、たとえ被害を申し立てた本人である審査請求人による請求であったとしても、開示された個人情報の用途によっては、当該情報が捜査対象者等に流出するおそれがあり、捜査対象者等による証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置が講じられるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると共に警察の適正な捜査活動に支障を及ぼす情報であり、法律第78条第1項第5号及び第7号柱書に該当する。

(3) 訴訟に関する書類及び司法警察職員が行う処分の該当性について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。（以下「刑事訴訟法」という。））第53条の2第2項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法律第5章第4節の規定は適用しない旨を規定している。この訴訟に関する書類とは、

刑事訴訟法第47条の訴訟に関する書類と同様に、書類の性質、内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれ、刑事訴訟法第53条の訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録もこれに該当すると解されている。

また、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性の疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性が無いことが明らかといえるもの以外は、その事件に関する書類は訴訟に関する書類に当たるものと解されている。

また、法律第124条第1項では、第5章第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）について、適用は除外されている。

適用除外とした目的は、これらの保有個人情報が前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、社会復帰や更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

被疑者欄以外の不開示部分である検挙関係、検挙年月日、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号及び処理経過欄の不開示理由については、訴訟に関する書類及び司法警察職員が行う処分に付随した項目であり、必要に応じて入力される。

よって、項目内の記載の有無により開示等の判断をすることは、実質的に処分の有無を明らかにすることとなるため、適用除外としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報であるところの「犯罪事件受理簿」は、犯罪捜査規範第62条により、犯罪事件を受理したときは、警察庁長官が定める様式の犯罪事件受理簿に登載しなければならないと規定されているものであって、警察官が犯罪事件の届出を受理した際に作成し、さらにその後の捜査の進展により情報を書き加えることによって捜査の進捗状況を明らかにしていくものである。

当審査会では、本件対象保有個人情報のうち、「被疑者欄」は法律第78条第1項第5号及び第7号柱書に該当すること、また「その他の不開示部分」は法律第124条第1項の規定により、法律第5章第4節の規定が適用されないことを理由とする本件処分の妥当性について、以下検討する。

(2) 法律第78条第1項第5号及び第7号柱書について

法律第78条第1項第5号は、「行政機関の長又は地方公共団体の機関（中略）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

また、法律第78条第1項第7号柱書は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

実施機関は、犯罪事件受理簿の記載項目である「被疑者」欄の内容については、たとえ被害を申し立てた本人である審査請求人による請求であったとしても、開示することにより、捜査対象者等に流出するおそれがあり、捜査対象者等による証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置が講じられるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると共に警察の適正な捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、法律第78条第1項第5号及び第7号柱書の不開示情報に該当すると主張している。

(3) 法律第124条第1項について

法律第124条第1項は、「第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定しており、法律124条1項に規定する情報に相当するものについては、法律第5章第4節の開示の手続が適用されない。

実施機関は、犯罪事件受理簿の「被疑者」欄以外の不開示部分（検挙関係、検挙年月日、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号及び処理経過欄）については、訴訟に関する書類及び司法警察職員が行う処分に付随した項目であり、法律第124条第1項の規定により、法律第5章第4節の開示の規定が適用されないと主張している。

(4) 本件処分の妥当性について

当審査会において「犯罪事件受理簿」の様式について見分したところ、記載事項は犯罪事件の届出内容や被疑者の氏名、送致（付）先等に係る情報であり、刑事事件に係る裁判、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報であると解される。したがって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持及び警察の適正な捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることから法律第78条第1項第5号及び第7号柱書の不開示情報に該当するとともに、法律第124条1項に定める刑事事件等に関する情報にあたり保有個人情報開示手続の対象とならないことから、本件処分は妥当である。

(5) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもので

はない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥山 亜喜子、石塚 洋一、大野 悠介

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 6月27日	諮問（諮問第202号）を受け、弁明書の写しを受理
令和8年 4月28日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和8年 5月26日	審議
令和8年 6月10日	答申